

ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（新 規）
<p>（第 25 条） 25. 料金の払込み お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。） ② 当社の事業所等</p> <p>（第 29 条） 29. 料金以外の費用の支払方法 料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>①当社が指定した金融機関 ②当社の事業所等</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>（第 25 条） 25. 料金の払込み お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。</p> <p>（第 29 条） 29. 料金以外の費用の支払方法 料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、当社が指定した金融機関等でお支払いいただきます。</p>